

(別紙2)

## 令和8年度とっとり継承型農業誘致モデル推進事業委託業務公募型プロポーザル評価要領

「令和8年度とっとり継承型農業誘致モデル推進事業委託業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

### 1 審査会の設置

#### (1) 審査会の名称

令和8年度とっとり継承型農業誘致モデル推進事業委託業務公募型プロポーザル審査会

#### (2) 審査委員

審査委員は4名とし、鳥取県職員から2名、外部審査委員として2名を定める。

### 2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

#### (1) 見積価格が予算額を超えた場合

#### (2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（令和8年度とっとり継承型農業誘致モデル推進事業委託業務公募型プロポーザル実施要領の2関係）

### 3 選定方法

(1) 各審査委員が4の審査項目及び評価基準に従い、提案者ごとの評価点（100点満点）をつける。

(2) それぞれの審査委員（4名）が、下記の評価項目の評価の視点ごとに評価基準により採点し、その評価点に「配点」欄の括弧書で記載する倍数を乗じたものの合計（100点満点）をその提案者の得点とする。  
最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

(3) 企画提案書の評価点（各審査委員が採点する評価点の平均点とする。）の最も高い者を最優秀提案者に選定する。

### 4 審査項目及び評価基準

#### (1) 審査項目及び配点

評価項目	評価の視点	配点
目的・趣旨	・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか。	10点 5点(×2)
計画の具体性と効果	・業務全体を一体的かつ円滑に実施するための、具体的な実施体制、進行管理方法、調整手段等が示されているか。	10点 5点(×2)
	・受講者や外部経営体候補に対する効果的な情報提供、問合せ対応、フォローアップ等の手法が示されているか。	20点 5点(×4)
	・受講者の外部経営体誘致受入に対する機運の醸成に向けた効果の高い研修構成及び内容となっているか。	20点 5点(×4)
	・受講対象（地域の条件等）に応じた適切なアプローチから誘致戦略等が策定できる効果の高い講座構成及び内容となっているか。	20点 5点(×4)
事業実績	・業務担当者は業務を実施するにあたり適格性があるか。類似業務に関する過去の受託実績から、十分な業務遂行能力があると判断できるか。	10点 5点(×2)
積算精度	・事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか。	10点 5点(×2)
個人情報の漏えい等の有無	・過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。（ただし、発生がある場合に限り減点する）	-10点
合計		100点

なお、評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

#### (2) 評価基準

評価点	評価基準
5点	非常に優れている。
4点	優れている。

3点	標準的である。
2点	劣る。
1点	非常に劣る。
0点	要件を満たしていない、記載がない。

## 5 その他

- (1) 評価点が最も高い者が2人以上あるときは、審査委員の協議により最優秀提案者を選定するものとする。
- (2) 提案者が1者のみの場合は、審査委員の評価点の平均が、51点以上の者を最優秀提案者として選定する。